

犬に関する市の手続きについて

令和4年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されました。これを受けて市では、令和6年1月1日から、犬に装着されたマイクロチップを市から交付された鑑札とみなす狂犬病予防法の特例制度に参加します。

これにより令和6年1月1日以降の、飼い主の方が必要な手続きは次のとおり変わります。

【手続き一覧】

	マイクロチップの装着・登録※1	届出先	届出の内容
犬を飼うとき	あり	環境省（指定登録機関）	所有者情報の変更登録
	なし	市（環境推進課、浄法寺総合支所地域支援課） または、グリーン動物病院	登録申請（鑑札交付）
飼っている犬に新しくマイクロチップを装着したとき	あり	環境省（指定登録機関）	所有者情報の登録
		市（環境推進課、浄法寺総合支所地域支援課）	鑑札の返却
住所等の登録情報が変わったとき	あり	環境省（指定登録機関）	所有者情報の変更登録
	なし	市（環境推進課・浄法寺総合支所地域支援課） 【転出の場合】 新しい飼い主・新住所の市町村担当窓口※2	所有者情報の変更登録 該当項目に関する登録内容の変更
犬が死亡したとき	あり	環境省（指定登録機関）	死亡の届出
	なし	市（環境推進課、浄法寺総合支所地域支援課）	犬の死亡届

※1 マイクロチップの登録とは、環境省（指定登録機関）以外の（AIPO等）の登録は除く。

※2 市外への転出の場合は、転出先の市町村窓口にて、手続きが必要な場合があります。

【お問い合わせ先】

○環境省（指定登録機関）：環境省データベース「犬と猫のマイクロチップの情報登録」

<https://reg.mc.env.go.jp/>

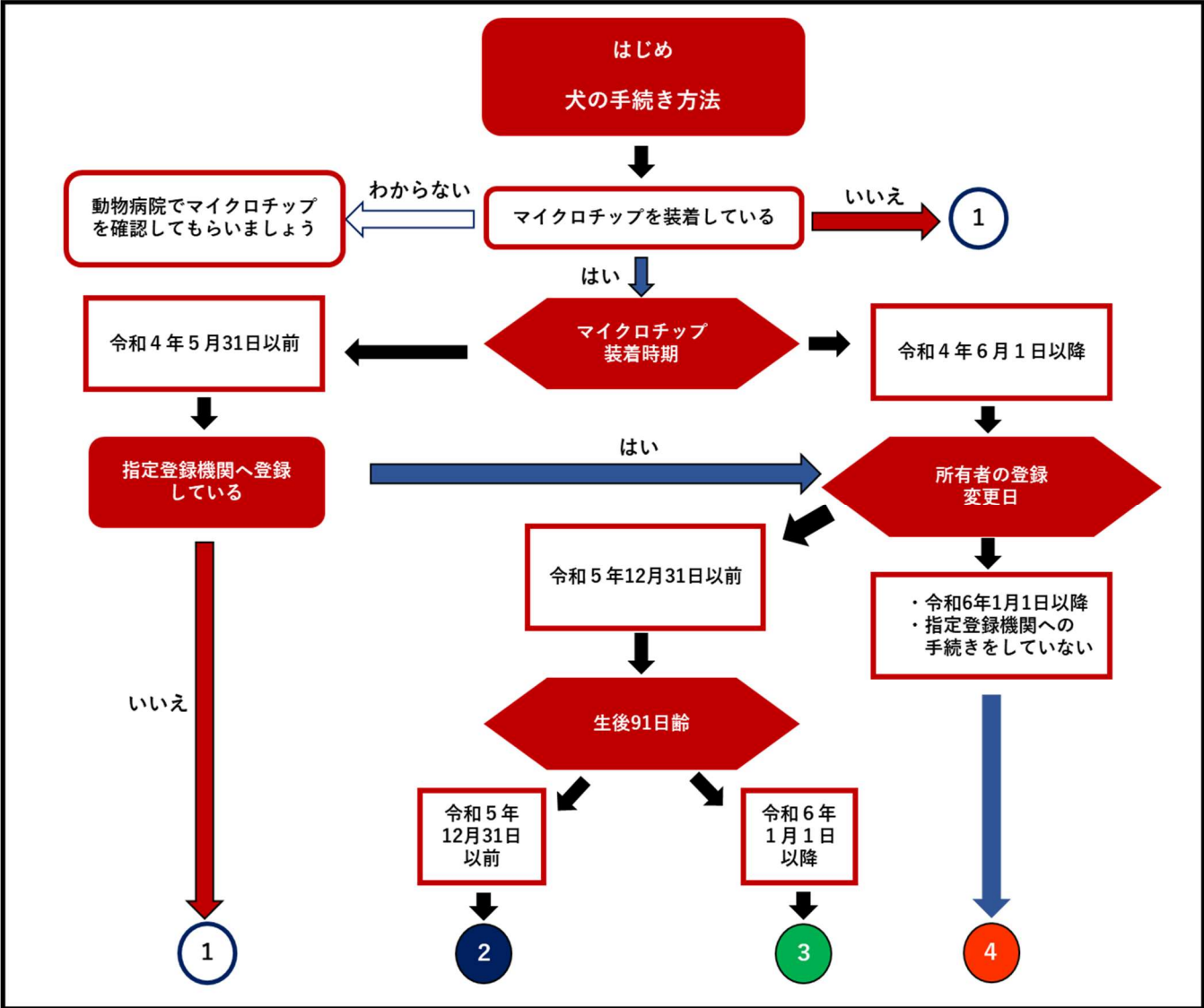
公益社団法人日本獣医師会（電話）03-6384-5320



○二戸市：市民部環境推進課（電話）0195-23-1682

浄法寺総合支所地域支援課（電話）0915-38-2211

フローチャートでわかる犬の登録手続き



	①	②	③	④
環境省 指定登録機関へのマイクロチップ登録	不要 ※指定登録機関への登録は、飼い主の努力義務	不要 登録済み	不要 登録済み	必要 購入・譲渡により所有者等が変わった場合は変更登録が必要。
市窓口への犬の登録	必要	必要	不要	不要
鑑札の装着	必要	必要	不要	不要
登録変更 (住所・氏名・犬の所在地) 死亡届	必要	必要 指定登録機関への届出 ※指定登録機関への変更後、鑑札を返却ください。	必要 指定登録機関への届出 ※市での手続きは不要	必要 指定登録機関への届出 ※市での手続きは不要
転出手続き	転出先の自治体での手続きが必要となります。手続き方法は、転出先の市町村で異なりますので、転出先の市町村へお問い合わせください。			